

郡山市農業委員会委員海外農業事情視察研修参加者選考要綱

平成2年9月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市農業委員（以下「農業委員」という。）が、広く海外の農業先進諸国の農業事情を視察研修し、国際的視野を広げ地域農業の振興を推進するため、郡山市農業委員海外農業事情視察研修（以下「視察研修」という。）に参加する農業委員の選考等について必要な事項を定めるものとする。

(参加資格)

第2条 視察研修に参加する資格を有する農業委員は、当該委員として在職3期以上の者とする。

(選考方法)

第3条 前項に該当する農業委員のうち視察研修に参加を希望する者は、郡山市農業委員海外農業事情視察研修参加希望書により、郡山市農業委員会会長（以下「会長」という。）に申し出なければならない。

2 会長は、前項の申し出があったときは、郡山市農業委員会運営委員会に諮り、これを決定する。

(報告)

第4条 視察研修に参加した農業委員は、帰国後速やかに会長に報告書を提出しなければならない。

附 則

(施行期日等)

1. この要綱は、平成2年9月1日から施行する。

(郡山市農業委員会委員海外農業先進地研修実施要綱の廃止)

2. 郡山市農業委員会委員海外農業先進地研修実施要綱（昭和63年9月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。